

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十号）（財政課）

一 改正の要旨

家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴う家畜人工授精所開設許可証の書換交付手数料の新設など、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年十二月二十三日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五十一号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の令和二年十一月十二日付けの給与勧告などを考慮して、職員の諸手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 諸手当の改定

(1) 期末手当

期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

ア 令和二年度の支給割合

区 分	支給月	改 正 後	改 正 前
職員	三月	一〇〇分の三〇	一〇〇分の三五

イ 令和三年度以降の支給割合

区 分	支給月	改 正 後			改 正 前		
		六月	一二月	三月	六月	一二月	三月
職員（特定幹部職員を除く。）							
特定幹部職員	六月	一〇〇分の一一〇	一〇〇分の一一〇	一〇〇分の一一・五	一〇〇分の一一・五	一〇〇分の一一・五	一〇〇分の一一・五
	一二月	一〇〇分の一一〇	一〇〇分の一一〇	一〇〇分の一一・五	一〇〇分の一一・五	一〇〇分の一一・五	一〇〇分の一一・五
	三月	一〇〇分の三五	一〇〇分の三五	一〇〇分の三〇	一〇〇分の三五	一〇〇分の三〇	一〇〇分の三〇
六月	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九二・五
一二月	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九二・五
三月	一〇〇分の三五	一〇〇分の三五	一〇〇分の三〇	一〇〇分の三五	一〇〇分の三〇	一〇〇分の三〇	一〇〇分の三〇

(2) 初任給調整手当

獣医師の初任給調整手当の支給期間及び限度額を次のとおり改定した。

区 分	支給期間	改 正 後		改 正 前	
		限度額	採用から十五年以内	限度額	採用から五年以内
		三〇、〇〇〇円	採用から十五年以内	一〇、〇〇〇円	採用から五年以内

(3) 特殊勤務手当の支給範囲の見直し

ア 防疫等作業従事職員が野生動物に対し行う防疫作業を支給対象とした。

イ 給料の調整額を受ける社会福祉業務等従事職員を支給対象から除外した。

(二) 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の特例

(一)の改正に伴い、令和二年度における短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給に係る規定を整備した。

2 任期付研究員の給与改定

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月		改 正 後		改 正 前	
	一二月	六月	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一五二・五
任期付研究員						

3 特定任期付職員の給与改定

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月		改 正 後		改 正 前	
	一二月	六月	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一五二・五
特定任期付職員						

4 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月		改 正 後		改 正 前	
	一二月	六月	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一五二・五
特別職の職員等						

5 介護休暇制度の改正等

介護支援部分休暇を新設するとともに、必要な規定の整備を行った。

三 施行期日

- 1 二1(一)ア及び(3)ア並びに二1(二)の改正 令和二年十二月二十三日
- 2 二1(3)イの改正 令和三年一月一日
- 3 1及び2以外の改正 令和三年四月一日

★ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）（人事課）

一 改正の理由

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 次の知事等に支給する給料の月額は、次の割合に相当する額を減じた額とした。

区	分	割合
一 知事		一〇〇分の一二
二 副知事		一〇〇分の一〇
三 教育長		
四 病院事業の管理者		
五 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員		

2 特例措置の期間は、令和三年一月一日から令和三年六月三十日までとした。

三 施行期日

令和三年一月一日